

年末の交通安全県民運動

12月13日(水)～22日(金)

スローガン

その一杯

勧めたあなたも
共犯者



市民みんな 取り組もう 交通安全

運動の重点事項

- ・ 飲酒運転の根絶
- ・ 子どもと高齢者の交通事故防止
- ・ 後部座席を含むシートベルトとチャイルドシートの着用の徹底

問い合わせ先
市役所本庁舎協働推進課
☎(0857) 20-3182

● 飲酒運転は絶対しない！させない！

飲酒運転による交通事故が全国的な社会問題となっています。これからの時期は飲酒の機会が多くなりますが、一人ひとりが交通安全の意識を持ち、飲酒運転の根絶をめざしましょう。

■ 飲酒運転は運転者だけの責任ではありません。

飲酒運転と知りながら、車を運転してもらったり、お酒を勧めたりするのは禁止されています。「飲んだら乗るな。乗るなら飲むな、飲ませるな」を実行しましょう。

■ もう大丈夫。本当に大丈夫？

飲酒後の体内アルコールの分解速度は、飲酒量・時間・体格・体調によって異なります。「飲酒後何時間経てば大丈夫」という目安はありません。また二日酔いでも飲酒運転になります。

■ 飲酒運転の罰則

違反種別	呼気1リットル中のアルコール濃度	点数	処分内容(前歴無しの場合)	罰則
酒酔い運転		25点	運転免許の取り消し(欠格期間2年)	3年以下の懲役または50万円以下の罰金
酒気帯び運転	0.25 mg以上	13点	運転免許の停止(90日間)	1年以下の懲役または30万円以下の罰金
	0.15 mg以上 0.25 mg未満	6点	運転免許の停止(30日間)	

※処分は一例です。

● 自転車のルール徹底とマナーを向上しよう！

最近、自転車利用者の交通ルール違反やマナーの悪さが目立っています。自転車は道路交通法上では、車両の一種になります。ルールを守らない悪質な違反者に対してはそれぞれ罰則があります。利用者は交通事故に遭わないように、また歩行者に優しい安全運転に心がけましょう。

自転車は車道を通行しなければいけません。その際は、車道の左側に寄って通行しましょう。



この標識のある区間では歩道(車道側)を通行できます。

ただし、自転車の歩道通行可の標識がある区間では、自転車も歩道を通行することができますが、次のルールを守って運転しなければいけません。

- ① 歩道の中央から車道寄りを徐行して進行する。
- ② 歩行者の通行の妨げとならないようにする。

■ 自転車の主な禁止行為

違反種別	罰則
酒酔い運転	3年以下の懲役または50万円以下の罰金
信号無視	3カ月以下の懲役または5万円以下の罰金
一時不停止	
夜間無灯火	5万円以下の罰金
二人乗り※	2万円以下の罰金または料
並進運転	



※ 16歳以上の運転者が、6歳未満の幼児を補助イスなどを設けて乗せる場合は可能です。

『歩道は歩行者が優先』です。
マナーをもって安全運転を心がけましょう。